b　aに掲げるもの以外のものの寸法は、次に適合すること。

(a)　aに掲げるものに接続して使用することができない寸法であること。

(b)　刃受け金具の沈む深さは、外かくの受け口面から5mm以上であること。ただし、アイロンプラグ、器具用差込みプラグ並びに定格電流が10A以下のコンセント及びコードコネクターボディであって、刃受け穴の直径または短辺が3mm以下のものにあっては1.2mm以上、刃受け穴の直径または短辺が3mmを超え5mm以下のものにあっては1.5mm以上、刃受け穴の直径または短辺が5mmを超えるものにあっては3mm以上の深さとすることができる。

別表第三1（2）中「技術基準において定める試験の方法又はこれと同等以上の方法により」を「技術基準に適合する方法により」に改め、「ただし、過電流引外し特性にあつては技術基準別表第四3(3)ト(イ)a若しくはbに定める試験の方法又はこれと同等以上の方法、漏電引外し特性にあつては技術基準別表第四3(3)チ(ロ)a(a)及びdに定める方法又はこれと同等以上の方法によること。」を削る。

別表第三1（3）中「技術基準において定める当該試料に係る検査事項について、当該技術基準において定める試験の方法又はこれと同等以上の方法により」を「技術基準に適合する方法により」に改める。

別表第三2中「技術基準において定める試験の方法又はこれと同等以上の方法により」を「技術基準に適合する方法により」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○経済産業省令第三十四号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第八条第一項の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　一般要求事項（第二条―第六条）
第三章　危険源に対する保護（第七条―第十七条）
第四章　雑音の強さ（第十八条）
第五章　表示等（第十九条―第二十条）
附則

第一章　総則

第一条　この省令は、電気用品安全法第八条第一項に規定する経済産業省令で定める技術上の基準を定めるものとする。

第二章　一般要求事項

（安全原則）

第二条　電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。

2　電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。

（安全機能を有する設計等）

第三条　電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。

2　電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。

（供用期間中における安全機能の維持）

第四条　電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。

（使用者及び使用場所を考慮した安全設計）

第五条　電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。

（耐熱性等を有する部品及び材料の使用）

第六条　電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。

第三章　危険源に対する保護

（感電に対する保護）

第七条　電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。

一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。

二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。

（絶縁性能の保持）

第八条　電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。

（火災の危険源からの保護）

第九条　電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。

（火傷の防止）

第十条　電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。

（機械的危険源による危害の防止）

第十一条　電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。

2　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。

（化学的危険源による危害又は損傷の防止）

第十二条　電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

（電気用品から発せられる電磁波による危害の防止）

第十三条　電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。

（使用方法を考慮した安全設計）

第十四条　電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。